

令和5年度第4回岡崎市障がい者自立支援協議会会議録

日時 令和5年12月19日（火）午後1時30分～午後3時30分

場所 友愛の家 多目的室

出席委員 加賀時男、三浦博幸、稲葉英隆、外山克之、三浦宏太、岡田伸一、杉浦桂子、塩沢美穂子、安井隆光、杉浦真理子、井村国稔、稲垣泉、清水敦子、浅野宗夫、荻野義昭、壁谷幸昌、守本健児、栗田礼美、杉木陽介、高木明子

欠席委員 高橋美絵

その他出席者 株式会社エディケーション 主任研究員 伊藤真

事務局 岡崎市長 中根康浩

障がい福祉課長 高橋広、同副課長 平松雅規

同施策係長 内田直幸、同主査 井上崇也、同主事 高桑未紗樹、丹羽仁美

同審査給付係主査 稲石里奈

健康増進課こころの健康推進係長 西美緒香

障がい者基幹相談支援センター 大木基史、中根由子、野月裕弓

- 議題
- (1) 障がい者コミュニケーション条例のパブリックコメントについて
 - (2) 第5次岡崎市障がい者基本計画の中間見直し及び第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画のパブリックコメントの実施について
 - (3) 令和4年度地域生活支援拠点機能別評価の報告について
 - (4) 権利擁護支援に関するワークブックについて【権利擁護支援専門部会】
 - (5) 日中サービス支援型共同生活援助事業の評価方法について
 - (6) その他
 - ① 日中サービス支援型共同生活援助見学会の開催結果について
 - ② 令和6年度自立支援協議会委員について

議事要旨

1 開会

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

ただ今から、令和5年度第4回岡崎市障がい者自立支援協議会を始めさせていただきます。それでは、ここからの議事進行につきましては、加賀会長をお願いいたします。

○加賀会長

それでは、議事を進めさせていただきます。

欠席は高橋委員の1名で、委員21名中20名出席、定足数を満たしておりますので本障がい者自立支援協議会は成立します。

議事に入ります前に、議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で御異議ございませんか。

（異議なしの声）

それでは、安井委員と守本委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

2 議題

○加賀会長

次第に従いまして、議題(1)「障がい者コミュニケーション条例のパブリックコメントについて」、障がい福祉課から説明をお願いします。

○事務局（障がい福祉課主査 井上）

- ・資料1に基づき説明

（パブリックコメント結果は岡崎市議会令和6年3月定例会議決後に公表予定）

- ・第3回協議会杉木委員意見への回答

障がいの定義について、現在の条例案では身体、知的、精神、難病、その他の心身機能の障がいという定義を「障がい者」とは別に定義しています。

この定義方法について、杉木委員から、医学モデルに即した考え方と捉えられかねないため、障害者基本法の定義「障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)」になった形で、「障がい者」の定義の中に含んではどうかという御意見でした。

これについて法規担当部局と協議をしたところ、条例として適切な形という点で考えると、「以下障がいという」という形で表現をすると、第2条以下の「障がい」という言葉に対しては説明が付きませんが、先に第1条で「障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段」という言葉が出ています。

そうしますと、第1条については「障がい」の定義がされていないという形になってしまいますので、第2条で「障がい」という言葉を独立した形で定義をすることが条例としては適切であるということでした。

ですので、現時点では第2条はこのまま「障がい」、「障がい者」と分けて定義するという形で進めていきたいと考えています。

○加賀会長

ただ今の説明に御意見・御質問等がありましたらお伺いいたします。

○守本委員

岡崎市聴覚障害者福祉協会の守本です。

今回の市民からの要望を読んで、まず当事者団体として強く言いたいのは、4番目のコミュニケーションの専門部会を立ち上げる、これを早くお願いしたいです。

コミュニケーション方法は、聞こえない人たちと聴者では非常に異なります。

手話、あるいは筆談、その他のコミュニケーション方法がありますが、聞こえない人に対する理解がまだまだという状況の中で、ぜひこの専門部会を立ち上げていただきたいと思っています。

それともう1つ、3番目に音声認識字幕と要約筆記者派遣のことが書かれていますが、そこに私から追加で要望したいことがあります。遠隔手話通訳サービスというのがあるのですが、それを加えて欲しいです。

今は手話通訳の派遣制度がありますが、それだけではやはり足りないです。

ですから、例えば駅や最寄りの場所で早急に話がしたいというときに、例えば市の設置手話通訳者がオペレーターとなって、聴覚障がい者がタブレットを持ち込み、その場でタブレットを使いながら遠隔手話をするというサービスは効果的なのではと思っています。

このことも追加して考えていただければ嬉しいです。

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

御意見ありがとうございます。

今回パブリックコメントでも同様に、条例を制定した上での専門部会等について御意見をいただきました。

守本委員には特に手話言語条例の関係で御相談させていただきながら施策の推進を進めているところです。

これを踏まえまして、市のほうでも2つの条例の今後の推進の仕方、専門部会等々についても検討していきたいと思っておりますので、その辺りも含めて今回のパブリックコメントの回答を作成させていただきたいと考えております。

○事務局（障がい福祉課主査 井上）

2つ目に御意見いただいた遠隔手話について、現在の条例案の規定を見ますと、第7条施策の推進の中で、「障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段による情報の発信及び取得に関する施策」を推進する形となっております。

また、第2条第4項のコミュニケーション手段の中に、手話及び情報通信機器という言葉が入っており、遠隔手話はこの情報通信機器と手話を組み合わせたものだと思っています。

ですので、遠隔手話の推進については、第7条で努めて推進をしていくという規定になっていますので、現在の内容で対応できるものかなと思っています。

○加賀会長

つづきまして、議題(2)「第5次岡崎市障がい者基本計画の中間見直し及び第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画のパブリックコメントの実施について」、障がい福祉課から説明をお願いします。

○事務局（障がい福祉課主事 高桑）

資料に基づき説明

○加賀会長

ただ今の説明に御意見・御質問等がありましたらお伺いいたします。

○高木委員

公募委員の高木です。

基本計画自体はとてもよくできていると思うのですが、一般の障がい者の目線で見ると、どの施策がどういう優先順位で行われるかとか、具体的に何をするとか、そういうのがあまりわかりづらいような気がします。

また、「誰もがともに生き、ともに安心して暮らす社会をめざして」とありますが、障がい者を支える側の方に対する支援というのが不足しているような気がします。

グループホームを見学して、人手不足が目に見えてわかるのが本当に印象深くて、やはり、自立という部分で、保護者の方や介護事業者の方等、障がい者の自立を助ける・支える側についての計画もこの中に少し入れたらどうなのかなと考えました。

○事務局（障がい福祉課主事 高桑）

この計画の中には、福祉の事業所で働いていらっしゃる支援者の方等をより確保していくための施策等、支援する側に対する施策等の記載もございます。

御意見ありがとうございます。

○外山委員

岡崎市福祉事業団の外山です。

パブリックコメントの御説明ありがとうございます。

また、資料の修正ありがとうございます。修正していただいた、資料 18 ページ「障がい児通所支援の提供体制の整備等」について、現状を説明させていただきたいと思います。

「▷岡崎市の目標」に「令和 8 年度末までに市内の既存の児童発達支援センター 2 カ所を確保する」とありますが、この 2 カ所というのは、当法人が指定管理で受託していますこども発達支援センターと、三河青い鳥医療療育センターの 2 カ所かと思います。これについて、「確保するとともに、児童発達支援センターにおける支援体制を強化、拡充するなどし」という形で修正していただいていると思います。ありがとうございます。

この拡充するということにつきまして、児童発達支援センターの単独通園、昔でいう若葉学園で今はこども発達支援センターわかばがあります。岡崎市に限らずどこも今少子化ではあるのですが、実は、ここ 5 年、毎年募集定員に対して 30 名程度オーバーをして、願書を出していただいても利用ができないというようなことが続いておりまして、岡崎市といろいろ協議をさせていただいております。

その中で、今回、次年度令和 6 年 4 月に土井町に新しく定員 30 名の児童発達支援センターを建設中でして、岡崎市さんに協力していただきながら進めさせていただいております。

ただ、毎年 30 名程度不足をしていたのですが、実は今年度は 40 名程度不足することになりまして、さらに 10 名の方が入れないということになりました。

そこで、発達支援センターは大きく分けると単独通園のわかばと親子通所のめばえの 2 カ所になるのですが、次年度は親子通所めばえの定員を少し減らして単独通園を受入れるというような形で今話をしていきます。こちらの親子通所で減ってしまった分は、今日委員でもいらっしゃいますきららさんで定員を少し増やしていただいで、対応していただけるということをお話しています。

いろいろな法人が役割分担をしながら、こういった形で障がいがあることで園に行けなかったり、園に行くことで適切な療育を受けられなかったり、待機児童になったりを防ぎたいというふうにご当法人でも考えています。

その中で、計画では、児童発達支援センターは「拡充するなどし」と書かれている中で、重心の障がい児支援については児童発達支援事業所 4 カ所と放課後等デイサービス 3 カ所の確保という具体的な数字が入っています。

パブリックコメントを今後やる中で、児童発達支援センターが岡崎市にとって何カ所あることが適切なのかということについて御意見があった場合、また、岡崎市として児童発達支援センターについて適切な数字が入れられるようであれば、御検討していただければと思います。

○塩沢委員

子どもの発達を支援する会きららの塩沢です。

外山委員からいろいろ御説明をいただいたように、岡崎市の就学前のお子さんが適切な療育を受けるといふことの大切さに、このような場で触れていただけたということがとてもありがたいなと思っています。

ですが、やはり今は保護者の方の意識もとても上がっていて、早い時期から適切に療育をしたいという思いと、療育を提供する側の質、人員の確保というところのバランスを取っていくといふことの難しさをとても感じております。

ですので、私どもの法人も、来年度から児童発達支援センターとして、できることをさせていただきたいと思っています。

そうすると、来年度は全部で今のところ4カ所の児童発達支援センターができるのですが、この数が適切なのか、これ以上必要なのか、そうではなくて、今ある数の中で内容を重視していけるのかといふところは、すごく考えていかなければいけないなと思っています。

それとともに、障がいのあるお子さんたちが、やっぱり地域のお子さんと一緒に幼児期を過ごすといふところの大切さが一番だと思っていますので、単独通園のわかば、むつみで適切な療育を受けることが必要なお子さんが、どうやったら地域の中で関わりを持っていけるかといふこと。あとは、一般の園に行きながら、週に1日とか2日並行通園という仕組みを使いながら、その週1日か2日療育を利用することで、一般の園で生活をしていくことができるといふこと。そこの2つの仕組みを岡崎市として充実していかなければいけないかなと思います。

今、わかばの単独通園が足りないのと同時に、並行通園も事業団さんとうちの法人でさせていただいていますが、そこの内容をきちんとしていくことに尽力していくといふことの大切さを感じています。

ですので、子どもたちが、皆の中で育っていくといふことを支えていける岡崎市であって欲しいなと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（障がい福祉課長 高橋）

外山委員と塩沢委員のほうから子どもの療育の関係についての御発言がございました。

何カ所センターが要るか、こういった御意見もあったのですが、やはり突き詰めると定員がどれだけ満足できるかだと思います。数があっても定員が満足できなければいけないわけですし、この定員という部分をこれから重視して、計画のほうにもこういった形で反映できるかは考えていきたいと思っています。

先ほど外山委員からもありましたが、例えば外山委員の法人からすると、めばえを増やせばわかばを減らさざるを得ない、逆にわかばを増やすとめばえを減らさなければいけないといふことは、わかばとめばえの定員は一定ではなくて、毎年、ある年は多かったり、ある年は少なかったりといふことになります。

やはり、その年に療育を受ける方の数が変わってしまうということもございますので、ある程度余裕を持った定員の中で施策を組んでいく必要があるかと思っておりますので、この部分につきましては検討課題とさせていただきます。

○荻野委員

岡崎肢体不自由児・者父母の会の荻野です。

本来は前回の自立支援協議会で言わなければいけなかったのかなと思いますが、資料 16、17 ページ「福祉施設から一般就労への移行等」の「岡崎市の目標」のところで、「福祉施設を退所して」という言葉があり、「就労移行支援事業利用終了者に占める～」という記載が続くのですが、以前、就労支援専門部会の中で、福祉サービスを利用しながら就労しましょうという協議をさせていただいて、本会議のほうでも承認をいただいております。

決して、福祉施設を退所する必要はないのではないかと考えておまして、今、審査給付のほうも併用できるような形で履行されているかなと考えております。

ですので、この「退所して」という言葉が必要なかどうかというところをお聞きしたいです。

この辺り、もし退所という言葉がなければ我々の子たちも就労に向けてもう 1 ついけるのかなと考えております。短時間労働が 20 時間から 10 時間に移行するような話も出ている中で、10 時間になったときにじゃあ残った時間は福祉サービスつけれないのかという形にもなってしまいますので、ぜひこの辺り、どのような形を取られるかということをお聞きしたいなと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（障がい福祉課主事 高桑）

御意見ありがとうございます。

福祉計画は国の基本指針に即して策定していくものですので、文言については国のほうに確認をしなければならず、ここでお答えすることが難しいので、御意見としていただいで確認をさせていただければと思います。

○加賀会長

つづきまして、議題(3)「令和 4 年度地域生活支援拠点機能別評価の報告について」、障がい福祉課から説明をお願いします。

○事務局（障がい福祉課主事 丹羽）

資料に基づき説明

○加賀会長

ただ今の説明に御意見・御質問等がありましたらお伺いいたします。

○高木委員

公募委員の高木です。

事業所を評価する中に、利用者さんや保護者の方の評価を入れると利用者さんの使いやすさが活かされると思うので、評価の中にそういうことも入れたほうが良いと感じました。

○事務局（障がい福祉課主事 丹羽）

御意見ありがとうございます。

今回の評価内容は、令和 4 年度に自立支援協議会で自己評価という形で御承認いただいた内容で評価を実施しておりますので、いただいた御意見については、今後の評価内容に入れるかどうかというところで検討させていただければと思います。

○荻野委員

岡崎肢体不自由児・者父母の会の荻野です。

相談の事業ということで、その具体的な内容についてはここでは求めていないかとは思いますが、相談して解決したのか解決しないのかというような内容についての成果といったものはどこかで求めることができるのでしょうか。

これは相談したよというだけになってしまうのでしょうか。相談はしたけど何も解決しませんでしたで終わってしまったのでは、相談した甲斐がないかなと思います。

私が実際に相談させてもらったことも、できないで終わってしまっただけのままになってしまっていますので、その辺りを何かもう少し広い範囲で相談が共有できたりするものがあるのか、無いのかというのが見えてこなかったものですから質問させていただきました。

○事務局（障がい福祉課主事 丹羽）

地域生活支援拠点の評価という観点からですと、困難ケースを解決することができたかという観点からの評価はないので回答が難しいところではございますが、今いただいた御質問に関しては基幹相談支援センターから御意見いただければと思います。

○事務局（障がい者基幹相談支援センター 大木）

御質問のあった件について、本当に多岐にわたっていろいろな相談が各市内の相談支援事業所のほうに舞い込んでおります。

表現が難しいのですが、解決する解決しないという部分をどこまで明確にするのかというのが難しいです。

例えば、ヘルパーが使いたいということでヘルパー事業所へとつなげました。それで解決かということ、そこからヘルパーさんを使ってどんな生活ができるのか、その先にさらにどのような要望があるのかということ、相談支援はそのままずっと繋がって、計画を作成したり、新たな御要望を聞いて計画の変更をしたりしていきます。

ですので、解決する、解決しないという白黒では回答しにくいかなということを相談支援としては思っております。

ただ、なかなか解決しにくいお話や、つなぎ先がなくて相談員と御本人様が困難を抱いていらっしゃるケースもありますが、その辺りも行政さんや私たち基幹センター、相談員、その他各支援者の事業所さんと一緒に伴走しながら関わって行かせてはいただきます。

ですので、解決する、解決しないということについて、例えば何件解決したとか、そういう数字の取り方はしていません。

○塩沢委員

子どもの発達を支援する会きららの塩沢です。

解決したかどうかを判断するのは難しいというお話でしたが、私が見落としていたら申し訳ないのですが、例えば資料 32 ページの相談の 4 番だと、「スムーズな対応が困難だった事例を集積し、解決策等を検討しているか」のところで、「できていない」、「一部はできているが、まだまだ十分でない」という回答が多い中で、課題等というのはそこからたくさん出てくると思うのですが、それに対して具体的な改善方法はどこかに書かれていますでしょうか。それを見つけていかないと多分改善していけないと思います。

○事務局（障がい福祉課主事 丹羽）

御質問ありがとうございます。

こちらの拠点の評価の中では改善方法の具体的な聞き取りまではやっていなくて、あくまで解決策等を検討しているかという観点からチェックポイントがあります。

一応、資料 34 ページに課題や改善点は載っておりますが、この中に、今塩沢委員から挙げていただいたような内容も記載されているかなとは思いますが、そういった課題の改善方法については、拠点の評価の部分だけではなかなか進められない部分ですので、専門部会等でさらに個別に検討していかないといけないと考えております。

今のところは改善方法については載せていないという状況です。

○塩沢委員

改善については個別の部会で検討していくということですね。わかりました。ありがとうございます。

○加賀会長

つづきまして、議題(4)「権利擁護支援に関するワークブックについて」、権利擁護支援専門部会杉木委員から説明をお願いします。

○杉木委員

権利擁護支援専門部会からの報告
資料に基づき説明

○加賀会長

これを読んでみて、私だったらどう答えるかなんて考えてみたりすることもありました。その立場になるとどうなるかなということで、きっといろいろあると思います。

ただ今の説明に御意見・御質問等がありましたらお伺いいたします。

○安井委員

Loving Look の安井です。

ありがとうございます。このエピソード2のワールドカップを見たかった方なんてすごく気持ちが分かるなと思いました。

事業所とかでもこういうのをやってみたいなと思ったのですが、やってみた後にどうしても何かゴールを求めてしまうというか、これをやって何を学んで欲しいかみたいなのをつい提供する側は思ってしまう。

実際にやってみた事業所さんがあるということでしたが、30～40分経った後、最終的にどのようにまとめられていたのかというのを教えていただけると、またより実践に活かせるなと思ったので教えていただきたいです。

○杉木委員

ありがとうございます。2つの事業所で必ずしも綺麗な終わり方はしておりません。

ですが、私たちが見た中で、ワークを始める前に比べると、先ほどのワールドカップの事例もそうですが、皆さん考える幅が広がっているなと感じました。

例えば、最初は困っているのは事業所の職員であろうという意見が上がって、御本人が朝から何もやらないという状態の中なのでそれはそうなのですが、よくよく考えてみたら親御さんも困っているかもしれないし、それから本人が一番困っているかもしれないというようなところへ、まず目を広げていただきました。そういったところで1つ支援のヒントが出ているのではないかと思います。

それから、まとめ方については、最終的になかなかこれがいいよと1つの意見にはならなかったのですが、いくつか意見が出てきているということで、その中から活かしていけばいいのではないかと思います。架空の事例ですので、そのようなまとめ方がいいのではないかなというところですよ。

まとめ方のヒントについては、資料4-2の13ページの最後のところに、「困りごと消失プラン・減少プラン」と書いてありますが、1つではなく複数の意見が出てくればいいですよというように形で、ここではまとめさせていただきます。

実際の事例の中でそこまでは出なかったものですから、ここで改めて文章化してあるということですよ。

○加賀会長

つづきまして、議題(5)「日中サービス支援型共同生活援助事業の評価方法について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（障がい福祉課主事 丹羽）

資料に基づき説明

○加賀会長

ただ今の説明に御意見・御質問等がありましたらお伺いいたします。

○安井委員

Loving Lookの安井です。何点かお伺いできればと思います。

まず、そもそも令和6年度のこの法人の順番をどうやって決めたのでしょうか。ただ事業所数が少ない順なのかなと思って、言ってしまえば、今巷でよく出ている名前の会社が最後に回っているというのを、どう判断したらいいのかなというところですよ。

また、我々も開設のときにまず評価をさせていただいて、事業途中の報告を聞いてフィードバックというかお話をさせていただいた上で、その話がどう変わったのか、その事業者の成果としてどうだったのかというのを、そういえばあまり聞けていないなと正直思います。

来年度からは初めての評価ではなくなってくるので、去年の評価というか、我々の意見からどのようにその事業所が変わったのかなというところも評価項目に入ってくると、やっていることの意味があるなと思います。そうじゃないと、ここで皆さんが頑張ってもあまり意味がないのかなと思ってしまいます。

あと、開設のほうの資料48ページのメリットのところ、「新設のハードルが上がることで悪質な業者の参入を防ぐ」とありますが、そこは何かサービス内容のチェックがしっかりできる機能ができるといいなと思っています。

大きな会社でこのように広げていくところって書面を揃えるのは得意なところが多いかなと思っていますので、その中身について、どういう職種の方がいるか等のお話は協議会でも出る

と思いますが、きちんとサービスができる状態なのかチェックできるかというと思います。大事なことは、事業所が建つかどうかというよりは、利用者さんがちゃんと生活ができるかどうかだと思うので、その辺の内容がしっかりチェックできるようになっているかというかなと思います。

また、これは個人的な意見なんですが、今回、某会社のお話を岡崎市さんが上に上げていただいて今報道になっているようなことになってはいますが、その内容がこういう場で、「今こんな感じで岡崎市は考えています」等について、誰かから聞くことなく報告が上がって来てくれると、今までやってきた甲斐があるというか、声を上げてきた者としては、どのように岡崎市さんが考えられているかというお話をいただくと嬉しいなと思います。

○事務局（障がい福祉課主事 丹羽）

いただいた御質問に順番にお答えさせていただきます。

1つ目の令和6年度の開催時期について、こちらはざっくりと決めたというのがありますが、来年度委員改選を控えておきまして、4月は日中支援型を全く評価したことがない委員の方もいらっしゃるというのをまず念頭に置いております。

そこで、株式会社恵は3事業所あるため、委員の皆さまの負担もかなり大きいと思うのですが、1回、2回と経験されてからお言葉をいただくとより良いかなというところで10月に設定しています。

こちらについては決定ではないので、また事務局や他の委員さんからもいただいた御意見を基に、順番を変えるということも検討していきます。御意見ありがとうございます。

2つ目の前年度の評価をした後の成果のことについては、要望・助言対応シートという形で、各法人に評価を送るときに一緒に送っています。3か月以内にどういった対応をしたかというのをシートにまとめて回答するよう依頼しています。

7月に実施しました、ソーシャルインクルーと株式会社恵の1事業所はもう出ていまして、今集計しているところですので、12月中、少し遅くなると1月になってしまうかもしれませんが、また委員の皆さまに郵送で共有させていただこうと考えております。

また、安井委員から、次回の評価のときにその内容もあると良いという御意見もいただきました。資料の冊数が多くなってしまいう点もあるので、そこも加味して、共有するかというのを検討させていただきます。

3つ目、障がい福祉サービスの中身がきちんと評価できると良いというお話について、実際には指定申請は指定開始の2ヶ月前までに指定申請書類をいただくのですが、そのときに人材が全部揃っているというのがなかなか難しいところです。また、この日中支援型というのも、国の基準では必ずしも職員全員に資格が必要という基準ではないというところがございます。

その中で、中身を評価すること自体はもちろんですけれども、評価した結果、指定を止められるとか、延期できるとか、そういった権限が現状はないので、そこも踏まえて今後検討させていただきます。

4つ目については、別の者から回答させていただきます。

○事務局（障がい福祉課長 高橋）

御意見ありがとうございます。

御質問の内容を確認させていただきたいのですが、市としての考え方ということですが、一般的なこの評価制度についての市の考え方ということか、今報道になっている会社の現状に対する考え方ということか、そこの辺りはいかがでしたでしょうか。

○安井委員

この評価自体からは少し離れて、今回の件について、今まで開設のときや中間報告のときにここはどうなのという意見が皆さんから出ていた中での問題勃発でしたよね。私はそういう認識でいるので、表現が悪いかもしれませんが、ほらね、やっぱりねと思ったんです。

その中で、次の自立支援協議会のときにたまたまその事業所さんが出席されたからその部分に突っ込んだ話になりましたが、そうでなければ、少し偉そうな感じで申し訳ないのですが、岡崎市さんから今こういう状況ですよという報告がこの協議会の中であつてもよかつたのかなと思いました。

ですので、協議会で出ていたような指摘事項がそのまま報道されている、食品のことは出ていませんでしたが、サービス内容とかに関しては出ていた部分がやっぱりあるので、その部分について、現状岡崎市さんがその会社に対して、どのように取り組んでいるのかとか、どういう考えで接しているのか、見守られているのかというのを伺いできればと思います。

○事務局（障がい福祉課長 高橋）

その部分については、当然こういった自立支援協議会で御意見等が出れば、まずは行政、市を含めて対応していくという形になっております。

まず、今ピンポイントでこの会社のことでということになりますと、これは報道等でも御存じかと思いますが、県も国も含めて、まずは実態調査をなさいという形になっています。法人等から書類を取り寄せたり、調査したりして、県を通じて国のほうにも書類を上げていますので、その上での判断となります。

また、今回の事例ですと、岡崎市だけではなく県下、全国的な問題となっていますので、これは愛知県の場合ですと、県が主導してこれから対応を考えるということになっています。報道でもありましたが、実は明日、愛知県グループホーム協議会というのをごさいますして、そこで審議することになっていますので、その場で県下統一した考えが出てくるかと思えます。

これが私が今岡崎市の立場として申し上げられる状況でございます。

○三浦副会長

愛恵協会の三浦です。

私もグループホームを運営する立場として、居住の部分は非常に必要だということは思っていたのですが、なかなか簡単ではありません。建物の問題もありますが、職員の質がある程度なければ危ないということが分かっているわけです。

ですが、この日中サービス支援型共同生活援助は地域生活支援拠点を担うべきサービス種別なのに、あまりにも国の基準が甘いです。

私も精神障がいの方の支援を中心にしていまして、全ての障がい種別をオールマイティにといことは難しいです。ですから、特性に合わせて、身体の方を受け入れるなら造りを広くするとか、知的の方であれば注意欠陥多動性とかの方がいて、職員がそういった人に慣れている必要があります。あるいは、精神障がいであれば、精神の障がいて本当わかりにくくて、調子が良いときに出会うけど、悪いときは出会えないとか、そういう部分をどうやって判断するかといったら、専門性が必要になります。

ですから、社会福祉士とか、精神保健福祉士とか、あるいは介護のほうであれば介護福祉士でもいいですが、ソーシャルであれば社会福祉士か精神保健福祉士が良いと私は思っていますが、そういった人を配置しているか聞いたら、配置していないと言っていましたよね。

職員の専門性がなくて、どこに専門性が担保されるかという、サービス管理責任者だけだという。サービス管理責任者って、申し訳ないですが、立派な人もいれば、それほどではない人もいます。そういうこともあるものですから、サービス管理責任者だけに質の重きを置いても無理で、大変ですが、やはり社会福祉士等の専門の方が何人か必要だと思います。

それから、実際に障がいの方を支援した経験が何年あるかとかを聞いたときも、そういうのもあまりなかったですよ。社会福祉士資格はあるけど介護保険のほうで働いていたとか、障がいと介護ではやっぱり全然違いますよね。

その環境で難しい事業をやるって、そりゃ無理ですよ。でも、無理だけど指定を止められないわけですよ。やりたい事業者があったら、全国的には数が少ないからやっていいよというのは乱暴ですよ。あとは自立支援協議会が年に1回見ておきなさいなんて、自立支援協議会に丸投げしたって、自立支援協議会がしっかりしていないとあまり強い意見は言えないですよ。

ではどうしていくのかというのは、国のほうもしっかり考えていかなければいけません。今後変わってくるとは思いますが、それを許可する市町村だって酷ですよ。事業をやるけど、そのときに自立支援協議会の意見が反映されていて、行政も後ろ盾になっているという形になってしまう。誘致ならまだしも、現状は問題が複雑です。

だから、やれるところをやっていくということで、今はこういう評価方法を考えているわけですが、本当にどうしたらいいか私にも分かりません。ですが、自分たちの岡崎地域ですから、知らないとは言えないです。難しいです。

もう少し考えてほしいのは、やっぱり入所施設がもっと出ていただきたい。日中サービス支援型くらいだったら何とかうちでもできるよ、ベテランの職員も居るよ、それで空いたところには本当に入所が必要な人が入っていくとか、そういう出方をさせていただくとかね。

やっぱり、実際に入った方が居ると、その人達の保護者にもアンケートで確認するというのも必要かもしれませんね。本当に必要で緊急性が高いから入ったのか、まだいいと思っていたけど良いところがあったなら入ろうとか、いずれ満床になってしまうから早めに入ったのか。

そういったいろいろな理由があるのかなと思うので、保護者全員の意向を確認して、そこからまた考える材料をいただくとか、そういったこともやらなければいけないかもしれませんね。

○事務局（障がい者基幹相談支援センター 大木）

岡崎市障がい者基幹相談支援センター長の太木です。

本当は事務局なのであまりこの場でお話すべきではないのかなとは思っておりますが、この件につきましては基幹センターへも各相談支援事業所や御家族、行政等、いろいろな方から御心配や御相談をいただいております。基幹センターとしてもとても憂慮している事案です。

ですので、先ほど高橋課長からも御発言がありましたが、明日、県のほうで大きな方針としては決まるとしますので、その辺りを踏まえて、こちらも市や自立支援協議会の皆さまとも相談をさせていただきながら対応策を考えていけるかなと思っております。

その中で、表現が良くないかもしれませんが、こういう報道があってもどうしてもその先に行くことができなくて、まだそこで支援を受けていらっしゃる、そこで生活をされてる御本人様、心配を抱えながらもそこで生活をさせている御家族様がいらっしゃいます。やはり、そういう御本人様、御家族様が、一番不安に思わない形は何が良いのかなというのを中心に考えていかなければならないかなとは思っております。

障がい福祉課ともその部分は共有させていただいて、当事者の方、御家族の方、その方たちが今後より良く、本人らしく生活していただくために何ができるかをまた皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、御助言、御協力よろしく申し上げます。

○杉浦（真）委員

アクトの杉浦です。

見学会をやっていただいて、参加させていただきました。

日中サービス支援型を自立支援協議会の委員が見学するということでしたが、当日行って、その見学会がその施設に対してどういう位置付けになるのかというか、それがどういう効果があるのかというか、事業所の人は何か気づきがあったのだろうかと思いました。

結局、当日行ったらプログラムも何もなく、どうぞ自由に見てくださいと振られて、説明もなく、その中でも私たちはいろいろなことを感じました。質問には辛うじて答えてはいただきましたが、それをまとめて事業所に返すということができていないのではないかなと思います。

ですから、その場でいろいろな感想や質問は伝えましたが、一旦それを障がい福祉課が集約して、事業所に今後の改善するべき点はこのようなことではないかとか、そういったことをしていくと、少しは見学した意味があるかなと思います。

今回の見学のときも本当にいろいろなことを感じましたが、それを十分に管理者さんにも受け止めてもらえていないなというもやもや感がすごくあって、この見学会は何だったのだろうと感じています。

その辺りを、せっかく皆さん時間を割いて見学へ行くので、何か意味のある見学会にしていたけるとありがたいなと思います。

○荻野委員

岡崎肢体不自由児・者父母の会の荻野です。

日中サービス支援型ということで、本来は我々の重度の子たちが入れてもいいのかなと思うのですが、なかなか入る施設がありません。新規のところを評価していくという制度はありますが、ぜひ、重度と言わないまでも、車椅子の方でも入れるようなサービスになるよう、何かうまい施策を執れないかなということを父母の会として岡崎市にお願いしたいです。

○加賀会長

荻野委員からは以前より、重度の方や車椅子を使う方が入れる設備になっていないという指摘があります。

それに対して、市から何かありましたらお願いします。

○事務局（障がい福祉課長 高橋）

荻野委員から御意見がありました。今回、障がい福祉計画等々も整えていく中で、特に重心の方の部分については力を入れていくという形で進めていきますので、今お話があった車椅子の方が入れる施設につきましても、御意見を十分考慮させていただき、検討して参りたいと思います。ありがとうございます。

○加賀会長

ありがとうございました。

いろいろな立場がありまして、潰したら簡単かもしれませんが、親の立場からすると潰すわけにはいかないです。

潰すわけにはいかない中で、それを良くするために、行政が今頑張ってくれていると思いますので、その点を御理解御協力いただきたいと思います。

○加賀会長

つづきまして、その他①「日中サービス支援型共同生活援助見学会の開催結果について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局（障がい福祉課主事 丹羽）

前回の協議会で御案内させていただきました日中サービス支援型グループホームの見学会について、先月の11月7日火曜日に開催いたしました。

当日は協議会から加賀会長、三浦副会長、塩沢委員、杉浦真理子委員、浅野委員、高木委員の6名に御参加いただきました。

また、事務局からは、障がい福祉課から課長 高橋、副課長 平松、施策係 丹羽、基幹相談支援センターから中根様が参加いたしました。

御参加いただいた委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中御足労いただきありがとうございました。

先ほど杉浦（真）委員から質疑応答をフィードバックできるのかどうかというお話もあったのですが、あくまで自立支援協議会としての評価の場については、協議会へ事業所に出席いただく形で設けているので、この見学会はあくまで現場を見ていただく機会という形で今は設けさせていただいております。

そのため、質疑応答の中で実際に会話した内容を現場の職員の方に聞いていただくというところは良い機会になっているかなと思うのですが、それを評価だとか、指導という形ではなかなか今は実施していない状況ですので、今後見学会の位置付け等は検討していかなければならないかなと今回思いました。御意見ありがとうございました。

次年度も開催を検討していければと思っておりますので、引き続き御協力よろしく願いいたします。

○加賀会長

ただ今の説明に御意見・御質問等がありましたらお伺いいたします。

○栗田委員

公募委員の栗田です。

先ほども見学会の位置付けというお話がありましたが、私たちが提出している評価シートは質問や要望も書いてあって、その後に事業所さんから回答が返ってくるかと思います。

各委員さんから出た要望の回答を見ながら、その内容を踏まえて見学とかができると、事業所での話し合いの場というか、質問の場も少し変わってくるのではないかなと思いました。

○加賀会長

そうですね。協議会からの評価内容に対してどうだったということを言えば、向こうの話も変わってくるかもしれませんね。

ですが、ある程度はいつ行きますよと調整してから行くものですから、向こうもやはり緊張していて、何を話していいか、下手なことを話すととイケないなという考えを持っているような気がしますけどね。我々が行くと委員の役を離れて親の立場も一緒になって話をするようなこともあるものですから、向こうもたじたじになって、答えが出ないこともあったと思います。先ほど杉浦（真）委員が言われたみたいに、いろいろな面があると思います。

○浅野委員

岡崎市手をつなぐ育成会の浅野です。

私も見学会に参加しましたが、一言で言うと、残念な見学会だったなと思っています。

ただ、育成会というか、私個人としては、特に区分でいうと4とか5の方が多くホームで生活されてますので、こういうグループホームに本当はとても期待しています。

先ほど加賀会長が言われたように、これを潰してもらっては大変なことになってしまいますので、行政の判断されることなのにお話して申し訳ないのですが、何とかここに立ち直ってもらって、ここがうまく行くといいなと思います。

また、聞いたところによると、問題発覚後に退去された人はいないということですので、やはりあそこで生活されている方は、もう行くところがない、もう最後の砦かもしれないという思いでいらっしゃると思います。

我々育成会の会員の方も、ふわふわは聞いたところ居ませんが、他の事業所を利用されている方がいらっちゃって、親御さんは結構今のところでは満足されています。管理者の方についてはそれはそれとして、そこで働いてもらっているヘルパーさんというか、支援されている方は、多分一生懸命頑張って支援してくださっているものだと信じています。

ですので、行政がどうされるか分かりませんが、ぜひ、何とか頑張って立ち直ってというか、普通に運営していただければと思っています。

○加賀会長

つづきまして、その他②「令和6年度自立支援協議会委員について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（障がい福祉課主事 丹羽）

資料に基づき説明。

○加賀会長

ただ今の説明に御意見・御質問等がありましたらお伺いいたします。

○高木委員

公募委員の高木です。

公募委員として参加させていただきましたが、専門部会でやられていることが正直あまり分からないです。

この会議だけで参加していて、なぜこの議題がこの自立支援協議会で話されるのかとか、例えば今までのアンケートから出た本当に保護者の方が困っていること等のもっと重要なことが生かされていないように感じるので、もう少しあり方を考えたほうがいいのかなど感じました。

○事務局（障がい福祉課長 高橋）

御意見ありがとうございます。

今お話がありました、各部会からの細かい情報がなかなか伝わっていないということについては、また次年度改善して参りたいと思っておりますので、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、新規委員につきましては、この場ではなかなか思い浮かばないということもあると思いますので、後日御意見が出た場合は、また直接事務局に御連絡賜ればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○加賀会長

その他、委員の皆さま、事務局からありますでしょうか。

本日の議題は全て終了しましたので、事務局にお返しします。

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

皆さまありがとうございます。

本日は中根康浩岡崎市長に出席いただいておりますので、最後にお言葉をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○岡崎市長

熱心な御議論をいただきまして、大変充実した会議になったと思います。皆さまありがとうございます。

いくつかの点について、御指摘いただいたことを中心にコメントさせていただきたいと思います。

まず、順不同になりますが、荻野委員からお話のあった、一般就労は必ずしも施設の退所をするとは限らなのではないかということについて、この表にはそう書かざるをえないところがありますが、福祉施設を利用しながら就労をする重度の心身障がい者のサポートをする等、そういったことをどこかに一文書き込んでいければなと思いました。

また、児童発達支援センターのことについては、塩沢委員からお話のあった並行通園をもっと積極的に活用したほうが良いのではというのはおっしゃる通りでございます。

重症心身障がい児支援ということでは、この前1つ体験したのは、市民病院のNICUを経た子どもたちがげんき館で岡びよ家族会というのをやっていて、おもちゃ図書館みたいなものなのですが、やはり早期支援というのはとても親御さんから求められているのではないかと思います。

医療的ケアについては、医師会と懇談会をしたときにも非常に強い関心を持っていましたので、これは学校において、あるいは就学前において、それから成人期において、いろいろと医師会ともよく連携しながらやっていきたいと思っております。

また、外山委員が御説明されたことについては、待機児童の解消というのも1つ動機にあります。岡崎市は待機児童がまだ残っているという中で、そればかりではないですが、そういったことも含めてやるということです。

それから、権利擁護支援専門部会のワークブック、これは面白いですね。期待したいと思います。これを拝見して思い出したのは、昔、結果的には差別解消法になりましたが、差別禁止法を作ろうとしたときに、千葉県の子育て支援部会が差別事例をものすごくいっぱい集めたんですね。

それが原動力となって、こういうことが差別なのか、許されないことなのか、あるいは、そういう許されないこと、差別が世の中にこれだけはびこっているのかというような千葉県事例集が国会を動かしたというようなこともあります。ですので、こういった取り組みは非常に面白いですね。

いろいろな事例があって、例えば、フタを洗っていて後ろの人が並んでいてという事例ですが、これはよくあることですよね。これはもう障がい者でなくても、高齢の方がコンビニで小銭を一生懸命数えて出していると後ろに行列ができちゃってとかありますよね。

こういうことが、どう皆が暮らしやすくお互いに理解し合う社会にしていくかということのきっかけになると思いますので、ぜひ推し進めていただければと思います。

それから、日中サービス支援型について、本当はいわゆる従来型のグループホームが本来的な形です。しかし、そればかりでは対応できない人もいらっしゃるということで、日中サービス支援型というものが生まれてきたということなんです。

本来的には居住の場、生活の場ですから、できれば昼間は何か活動する、お仕事に出かけるということで、それができない、あるいはしにくいという人にとって、日中もグループホームに留まるのであれば、そこに支援をつけようということで始まったものでございますので、重度の方が入るところなんです。それが、重度の方が少ないくらいのグループホームもあったりして、事業の趣旨と少し違ってしまっています。

だから、重度の方が入る日中サービス支援型のグループホームが、岡崎市においてどれくらい求められているかという必要数を、きちんと精査していく必要があるのかなと思いました。

施設見学等を通して、この自立支援協議会で皆さんからこれはおかしいな、何か少し違うのではないかなという違和感がいろいろ出されたて、それを私は聞いていました。ここで聞いていたことと、私が知人から聞いたことがまさに符合したものですから、これは確かにおかしいということで、ぜひ通報してくださいと私がその方にお伝えしたことで、この恵の問題が表沙汰になってきました。

これは、まさに障がい者の権利が侵害されているんです。

私も国会でいくらかでも障がい者の虐待事件を扱って参りました。最終的にこれが落ち着くべきところはどうかということ、岡崎には他の法人もありますから、そういったところで充足されればそれで良いということです。それでもなおかつ充足されない、あるいは、どうしても恵がいいという場合であったとしても、最終的には法人の役員の総入れ替えで立て直していくというのが、今までの虐待事件のあった事業所の建て直しの仕方です。

無くしてはいけないということもわかりますが、今のまま存続させて、生活している利用者の権利が侵害され続けていいはずがありません。

でも、数として必要であるならば、法人の総入れ替え、あるいは役員の総入れ替え、もしくは法人の交代、そういったところが落としどころだなと私は思っています。

いろいろと私の私見というか、思いも含めてお話をさせていただきましたが、そのようなことで御理解いただければありがたいと思います。

本日は充実した御議論をいただきましてありがとうございました。

○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

ありがとうございました。

次回の自立支援協議会は3月12日（火）友愛の家多目的室で予定しております。

以上で、本日の日程は終了しましたので、第4回岡崎市障がい者自立支援協議会を閉会いたします。